◇YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例

平成 20 年 3 月 26 日 条 例 第 5 号

改正 _{平成 27} 年 4 月 1 日

条例第2号

令和6年11月27日

条例第1号

(設置)

第1条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合を構成する市町の区域内の住民の福祉増進に寄与する とともに、健康と体力づくりの増進を図るため、YONETSU-KANささおか(以下「余熱館」 という。)を設置する。

(位置)

第2条 余熱館は、福井県あわら市笹岡第32号88番地2に置く。

(施設)

- 第3条 余熱館は、次に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) コミュニティプール
 - (2) 浴場
 - (3) 談話室
 - (4) 休息室
 - (5) 多目的芝生広場
 - (6) 駐車場
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、余熱館の管理及び運営のために必要な施設 (利用時間等)
- 第4条 余熱館の利用時間及び休館日は、第13条の規定による指定を受けて余熱館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が管理者の承認を得て、これを定める。
- 2 前項の規定により利用時間及び休館日を定めた指定管理者は、当該利用時間及び休館日について、 余熱館の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

(利用の承認)

- **第5条** 第3条第1号から第5号までに掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、余熱館の管理上及び運営上必要があると認める場合は、前項の承認(以下「利用 の承認」という。)に条件を付することができる。

(利用の不承認)

- **第6条** 指定管理者は、利用の承認を申請する者による余熱館の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 余熱館の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。) を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

- (4) 就学前の児童で監視できる者の付添いがないとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、余熱館の管理及び運営上支障があると認めるとき。 (利用料金)
- 第7条 利用の承認(多目的芝生広場に係るものを除く。)を受けた者(以下「利用者」という。) は、指定管理者にその利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金の額は、別表に定める上限額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 利用者は、利用料金を前払いしなければならない。ただし、指定管理者が後払いすることについて特別の理由があると認めるときは、後払いすることができる。

(利用料金の免除)

第8条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第9条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、当該利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用者の遵守事項)

- 第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。
 - (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 施設等を汚損し、又は破損しないこと。
 - (4) 係員の指示する事項に違反しないこと。
 - (5) 利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。
 - (6) 利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、余熱館の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。 (利用の承認の取消し等)
- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。
 - (1) 利用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
 - (3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。
 - (4) 工事その他余熱館の維持管理上やむを得ない理由により施設等を利用することができなくなったとき。
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することにより、利用の承認を取り消し、利用を 制限し、又は利用の停止を命じたときにおいて利用者に損失が生じても、管理者及び指定管理者は、 その損失を補償しない。

(損害の賠償等)

第12条 利用者は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を

組合に賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

- 第13条 余熱館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって管理者が指定するものに行わせるものとする。(指定管理者が行う業務の範囲)
- 第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 利用の承認に関する業務
 - (2) 施設等の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、余熱館の運営に関する業務のうち、管理者のみの権限に属するものを除く業務

(指定管理者による管理の期間の限度)

第15条 指定管理者が余熱館の管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

- 第16条 指定管理者の指定(前条ただし書の再指定を含む。以下同じ。)を受けようとするものは、 余熱館の各事業年度の事業計画(次条において「事業計画」という。)に関する書類、組織及び業 務実績に関する書類その他の規則で定める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。 (指定管理者の指定)
- 第17条 管理者は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準のすべてを満たしているもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない。
 - (1) 事業計画による余熱館の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が、余熱館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (4) 指定管理者の指定の申請をしたものが、事業計画に沿った業務を適正かつ確実に実施する能力を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、前条の規定による申請がなかったとき、又は特に必要と認めるときは、同条の規定による申請によらないで、余熱館の管理及び運営を効果的かつ効率的に達成することができるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をすることができる。
- 3 管理者は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、第24条に 規定する福井坂井地区広域市町村圏事務組合指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の 意見を聴かなければならない。

(指定の取消し等)

- 第18条 管理者は、法第244条の2第11項により、前条第1項及び第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、新たな指定管理者が余熱館の管理及び運営を

行うまでの期間又は指定管理者が管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における余熱館の管理及び運営は、必要に応じて管理者が行うものとする。この場合において、第4条から第9条まで及び第11条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、管理者の権限とし、管理者がしたものとみなす。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、管理者はその賠償の責めを負わない。 (指定管理者の指定等の公示)
- **第19条** 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、 その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第20条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、 管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された ときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提 出しなければならない。
 - (1) 余熱館の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 余熱館の利用料金の収入実績
 - (3) 余熱館の管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による余熱館の管理の実態を把握するために必要なものとして管理者が別に定める事項

(報告の聴取等)

第21条 管理者は、余熱館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第22条 指定管理者は、余熱館の管理の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、 若しくは期間を定めてその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。 ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第23条 指定管理者の業務に関与する者は、余熱館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らして はならない。指定管理者の業務に関与しなくなった後も、同様とする。

(指定管理選定委員会)

- 第24条 公の施設における指定管理者の選定等に関する業務を行うために委員会を置く。
- 2 委員会は委員8名以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に揚げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 広域圏の事務局の職員のうち、管理者が適当と認める者
 - (3) その他管理者が適当と認める者
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 (委任)
- 第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第 13 条の規定による指定その他指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 24 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のYONETSU—KANささおかの 設置及び管理に関する条例の規定により管理者が行った利用の承認その他の行為又は管理者に対 して行われた利用の承認の申請その他の行為は、この条例による改正後のYONETSU—KAN ささおかの設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者が行った利用の承認その他の行為 又は指定管理者に対して行われた利用の承認の申請その他の行為とみなす。

附 則(平成27年4月1日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月27日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

1 入館に係る利用料金の上限額

利 用 者 区 分	利 用	料 金
	1回1人につき	回数券(11 回分)
高校生以上	600 円	4, 200 円
小学生及び中学生	240 円	2, 400 円
3 歳以上小学生未満	120 円	1, 200 円

摘要

- 1 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。
- 2 身体障害者手帳又は療育手帳の交付の対象となる者で入館の際当該手帳を 提示するものの利用料金は、半額とする。
- 3 第1条に規定する設置の目的を達成するために指定管理者が実施する講座その他自主事業に利用者が参加する場合は、上記の利用料金とは別に、1つの事業につき1人当たり5,000円以下の利用料金を請求することができる。

2 談話室の占用使用に係る利用料金の上限額

区 分	利 用 料 金	
3時間まで	2,000円	
開館から閉館まで	5,000円	

摘要

3時間を超えて談話室を占用使用した場合の当該超過時間に係る利用料金は、 超過時間1時間につき500円に、当該超過時間を乗じて得た額とする。この場合 において、当該超過時間に1時間未満の端数の時間がある場合には、当該端数は 切り捨てる。